

## 趣 旨

我が国の大学の国際競争力の強化及びイノベーションの創出の促進を図るために、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学について研究及び研究成果の活用のための体制を強化することが重要であることに鑑み、当該体制の強化の推進に関する基本方針の作成、国際卓越研究大学の認定、国際卓越研究大学の研究等の体制の強化のための事業の実施に関する計画の認可、当該事業に関する国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)による助成等について定める。

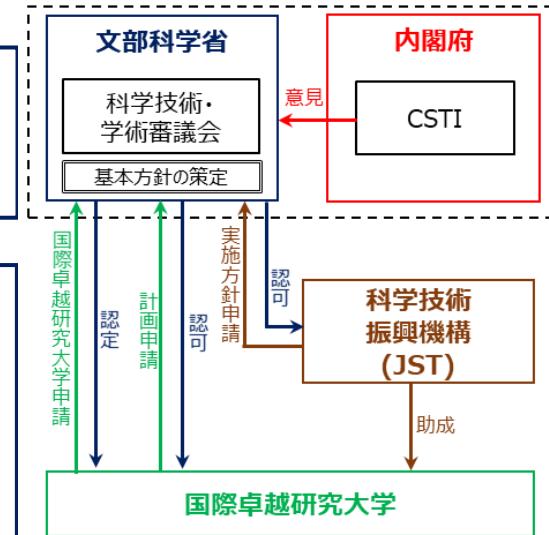
## 制度のポイント

国公私の設置形態にかかわらず、**世界と伍する研究大学となるポテンシャルのある大学を認定し、大学ファンドによる助成等、総合的な支援を行う。**

## 概 要

### 1. 基本方針の策定等【第2条、第3条関係】

- **国際卓越研究大学の認定、計画の認可、JSTの助成等に関する基本方針**を文部科学大臣が策定。
- 国は、研究者の自主性の尊重その他の大学における教育研究の特性に配慮。



### 2. 国際卓越研究大学の認定【第4条関係】

- 以下の①、②に関して一定の基準を満たす大学を、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学(**国際卓越研究大学**)として文部科学大臣が認定。
  - ①**研究及び研究成果の活用の実績・体制**
  - ②**効果的な資源配分等を行う運営体制、研究と管理運営の業務の役割分担等の業務執行体制、財政基盤**

### 3. 計画の認可・JSTの助成等【第5条～第8条関係】

- 国際卓越研究大学の①**研究等の体制強化の目標**、②**目標を達成するための事業内容**、③**資金の額及び調達方法**等を記載した計画を文部科学大臣が認可。
  - ・ 事業の内容：研究環境の整備充実、若年研究者の育成、国際的に卓越した能力を有する研究者等の確保、研究成果活用のための技術者等の育成、研究成果活用のための環境の整備充実
- **JSTは**基本方針に即して文部科学大臣の認可を受けて**実施方針を定め**、②**に関し助成**。

### 4. 報告の徴収等及び認定・認可の取消し【第4条、第9条～第11条関係】

- 文部科学大臣による認可計画の実施状況に関する**報告の徴収等**。
- **認定・認可基準を満たさなくなったとき**等には文部科学大臣による**認定の取消し**、**計画認可の取消し**。

### 5. 附則(関係法令の一部改正等)

- 国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学について、大学の経営に係る重要事項の決定及び実施に、多様な専門的知見を有する者の参画が得られるようになるため検討を行い、特に国立大学法人の経営管理体制の改革を早急に進める。
- 3. の助成に係るJSTの業務の範囲の追加。

等

※基本方針の策定、国際卓越研究大学の認定、計画の認可、助成の実施方針の認可等に当たっては、**総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)からの意見聴取等**を行う。

## 施行期日

公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日